



山形県公報

平成18年2月21日(火)
第1718号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則..... ( 学術振興課 ) ...197

### 訓 令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令..... ( 人 事 課 ) ...198

### 告 示

漁業共済の契約締結の申込みについての同意成立の届出..... ( 農政企画課 ) ...199

都市計画事業の変更の認可..... ( 都市計画課 ) ...200

道路の区域の変更..... ( 村山総合支庁建設総務課 ) ... 同

県道の供用の開始..... ( 同 ) ...201

### 正 誤

## 規 則

山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年2月21日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第5号

#### 山形県立米沢女子短期大学学則の一部を改正する規則

山形県立米沢女子短期大学学則(昭和48年3月県規則第7号)の一部を次のように改正する。

目次中「第13章 科目等履修生及び公開講座」を「第13章 科目等履修生、特別聴講生及び公開講座」に改める。  
第13条第2項を次のように改める。

2 学生が次の各号に該当する場合は、別に定めるところにより、その修得し、修得したものとみなされ、又は与えられた単位を、当該学生が前項の教養科目又は専門科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(1) 在学する学科以外の学科の専門科目を履修し、当該専門科目の単位を修得した場合

(2) 第12条第1項の規定により、他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を本学における授業科目の履修により修得したものとみなされた場合

(3) 第12条の2第1項又は第12条の3第2項の規定により、単位を与えられた場合

(4) 第12条の3第1項の規定により、本学に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなされた場合

第15条の見出し中「称号」を「学位」に改め、同条中「準学士と称することを認める」を「別に定めるところにより短期大学士の学位を授与する」に改める。

「第13章 科目等履修生及び公開講座」を「第13章 科目等履修生、特別聴講生及び公開講座」に改める。

第40条の次に次の1条を加える。

( 特別聴講生 )

第40条の2 他の大学等との協定等に基づき、本学において開設する授業科目中、1科目又は数科目を選んで履修しようとする当該大学等の学生があるときは、当該授業科目の授業に支障のない限り、学長は、特別聴講生として入学を許可することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、特別聴講生について準用する。

別表第1中

「就職支援講座」を「キャリア形成支援講座」に、

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |       |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|-------|
| 「 | ス | ポ | － | ツ | 実 | 技 | 八 | 」 | 1 | 30 | 」 | を     |
| 「 | ス | ポ | － | ツ | 実 | 技 | 八 | 」 | 1 | 30 | 」 | に改める。 |
|   | ス | ポ | － | ツ | 実 | 技 | 九 | 」 | 1 | 30 |   |       |
|   | ス | ポ | － | ツ | 実 | 技 | 十 | 」 | 1 | 30 |   |       |

附 則

( 施行期日 )

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、平成18年4月1日から施行する。
- ( 経過措置 )
- 改正後の別表第1の規定は、平成18年度以後において山形県立米沢女子短期大学(以下「短大」という。)に入学する者(次項に規定する転入学者等を除く。)について適用する。
- 別表第1の改正規定の施行の日の前日において短大に在学する者及び転入学者等(平成18年度において転入学等により当該在学する者の属する学年に在学することとなる者をいう。)については、改正前の別表第1の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の別表第1中

|   |   |   |   |   |   |   |   |   |   |    |   |        |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|----|---|--------|
| 「 | ス | ポ | － | ツ | 実 | 技 | 八 | 」 | 1 | 30 | 」 | とあるのは、 |
| 「 | ス | ポ | － | ツ | 実 | 技 | 八 | 」 | 1 | 30 | 」 | とする。   |
|   | ス | ポ | － | ツ | 実 | 技 | 九 | 」 | 1 | 30 |   |        |
|   | ス | ポ | － | ツ | 実 | 技 | 十 | 」 | 1 | 30 |   |        |

訓 令

山形県訓令第2号

庁 中  
出 先 機 関

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年2月21日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県事務代決及び専決事務に関する規程の一部を改正する訓令

山形県事務代決及び専決事務に関する規程(昭和28年12月県訓令第49号)の一部を次のように改正する。

別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄中第22項を第23項とし、第5項から第21項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

- 第53条第1項の規定による指定介護予防サービス事業者の指定に関すること。

別表第3産業経済部の項農業振興課の項農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に関すること。の項総合支庁長専決事項の欄第1項中「第19条の9第1項」を「第19条の14第1項」に改める。

附 則

- この訓令は、公布の日から施行する。ただし、別表第3産業経済部の項農業振興課の項の改正規定は、平成18年3月1日から施行する。
- この訓令の施行の日から介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)の施行の日までの間における改正後の別表第3保健福祉環境部の項福祉課の項介護保険法に関すること。の項総合支庁課長専決事項の欄第5項の規定の適用については、同項中「第53条第1項」とあるのは、「介護保険法等の一部を改正する法律(平成17年法律第77号)附則第15条の規定により、同法の施行前においても行うことができるとされる同法第3条の規定による改正後の介護保険法第53条第1項」とする。

## 告 示

### 山形県告示第111号

次の加入区に係る漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項の規定による漁獲共済に係る共済契約の申込みをすることについての同意は、同項に規定する要件に適合すると認める。

平成18年2月21日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 (1) 加入区の名称  
酒田市中心部加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市北部加入区、酒田市南部加入区、酒田市浜中加入区、酒田市十里塚加入区及び酒田市宮野浦加入区の区域以外の区域（飛島を除く。）
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業、小型機船底びき網漁業（総トン数15トン未満の漁船によるものをいう。以下同じ。）沖合底びき網漁業（総トン数15トン以上75トン未満の漁船によるものをいう。）及び小型いか釣り漁業（総トン数5トン以上30トン未満の漁船によるものをいう。以下同じ。）
- 2 (1) 加入区の名称  
酒田市中心部加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市北部加入区、酒田市南部加入区、酒田市浜中加入区、酒田市十里塚加入区及び酒田市宮野浦加入区の区域以外の区域（飛島を除く。）
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により主として刺網を使用して営む漁業
- 3 (1) 加入区の名称  
飛島法木加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市飛島字法木の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業
- 4 (1) 加入区の名称  
飛島中村加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市飛島字中村の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業
- 5 (1) 加入区の名称  
飛島勝浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 酒田市飛島字勝浦の区域
  - ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船によりいか釣り漁業を主とする漁業
- 6 (1) 加入区の名称  
鶴岡市由良加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市由良の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業、小型いか釣り漁業及びさけ小型定置漁業
- 7 (1) 加入区の名称  
鶴岡市豊浦加入区
- (2) 加入区の区域及び漁業の区分
  - イ 加入区の区域 鶴岡市三瀬、小波渡及び堅苔沢の区域
  - ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業及びさけ小型定置漁業
- 8 (1) 加入区の名称  
鶴岡市鼠ヶ関加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域
- ロ 漁業の区分 小型機船底びき網漁業及びさけ小型定置漁業

9 (1) 加入区の名称

鶴岡市鼠ヶ関加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域
- ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市早田の区域の者が営むもの

10 (1) 加入区の名称

鶴岡市鼠ヶ関加入区

(2) 加入区の区域及び漁業の区分

- イ 加入区の区域 鶴岡市五十川、温海、大岩川、小岩川、早田及び鼠ヶ関の区域
- ロ 漁業の区分 総トン数10トン未満の漁船により刺網若しくははえ縄を使用して、又は釣りによって営む漁業を主とする漁業であって鶴岡市鼠ヶ関の区域の者が営むもの

山形県告示第112号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成18年2月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 施行者の名称

山形市

2 都市計画事業の種類及び名称

- (1) 種類 山形広域都市計画道路事業
- (2) 名称 3・4・5号薬師堂上桜田線

3 事業地

- (1) 収用の部分 変更なし
- (2) 使用の部分 なし

4 事業施行期間

平成7年10月20日から平成23年3月31日まで

山形県告示第113号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年2月21日から同年3月6日まで縦覧に供する。

平成18年2月21日

山形県知事 齋 藤 弘

1 道路の種類 県道

2 路線名 山形山辺線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区                      | 間 | 旧新の別 | 敷地の幅員           | 延長     |
|------------------------|---|------|-----------------|--------|
| 東村山郡山辺町大字山辺字南町1587番2から |   | 旧    | 12.8メートル        | 53メートル |
| 同 字嶋ノ前3566番2まで         |   |      | 4.8             |        |
| 同                      | 上 | 新    | 12.8メートル<br>5.9 | 同上     |

山形県告示第114号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成18年2月21日から同年3月6日まで縦覧に供する。

平成18年2月21日

山形県知事 齋藤 弘

- 1 路線名 山形山辺線
- 2 供用開始の区間 東村山郡山辺町大字山辺字南町1587番2から  
同 字嶋ノ前3566番2まで
- 3 供用開始の期日 平成18年2月21日

正 誤

| 発行年月日    | 県公報<br>番号 | ページ | 行  | 誤                        | 正                         |
|----------|-----------|-----|----|--------------------------|---------------------------|
| 平成17.4.1 | 号外21号     | 1   | 15 | 「課長」                     | 「課長が」                     |
| 同        | 同         | 同   | 同  | 「課長（女性青少年政策室長を含む。以下同じ。）」 | 「課長（女性青少年政策室長を含む。以下同じ。）が」 |

平成18年2月21日印刷  
平成18年2月21日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県  
購読料 月4,000円(郵送料共)

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056